

## 緊急事態措置実施に係る飲食店等に対する協力金

### 1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【緊急事態措置】
対象期間	令和3年4月25日（日）～5月11日（火）
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等（バー、スナック含む）、カラオケ店、結婚式場 ＊飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケを提供しないこと ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支 給 額	<p>1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数          &lt;中小企業&gt;          前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定          [・10万円以下の店舗：4万円          ・10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額          ・25万円以上の店舗：10万円]          &lt;大企業&gt;          1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円)          (中小企業もこの方式を選択可)</p>

〔参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等〕

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/11
神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		
阪神北地域・明石市				[緊急事態措置] @4～20万円 ×時短営業日数
東播磨(明石市除く)・中播磨地域		[県による時短要請] @4万円×時短営業日数	@2.5～20万円 ×時短営業日数	
北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域				

# 緊急事態措置実施に係る大規模施設等(飲食店等以外)に対する協力金

## 1 対象者

県からの休業要請等に協力いただいた集客力の高い大規模施設(1,000m<sup>2</sup>超)及び当該施設のテナント事業者

## 2 支給額等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)	
対象区域	県内全域	
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請等に応じた1,000m <sup>2</sup> 超の大規模施設	左記の大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

※大規模施設内の飲食店(テナント)への支給額は、売上高に応じた単価(4~20万円)設定

## 3 対象施設

### (1) 集客施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等	映画館、ラジオリウム	
商業施設	大規模小売店等(生活必需品除く)	
運動・遊技施設	体育館、ボウリング場	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等	
博物館等	博物館、美術館、動物園等	
サービス業	生活必需品以外の店舗	
		<u>当該大規模施設</u> 及び <u>テナント事業者が対象</u>

### (2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等	劇場、ライブハウス等	
集会・展示施設	公会堂、貸会議室等	
ホテル・旅館	ホテル、旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外施設等)	野球場、ゴルフ場	
遊技施設	テーマパーク、遊園地	<u>テナント事業者のみ対象</u>